

伊達市告示第104号

伊達市私道舗装整備要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

伊達市長 菊谷秀吉

伊達市私道舗装整備要綱

(目的)

第1条 この告示は、市が実施する市街化区域内における私道の舗装整備に関し必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路及び国又は地方公共団体が所有する土地であって道路の用に供しているものをいう。
- (2) 市道 道路法第8条第1項に規定する道路をいう。
- (3) 私道 道路法の規定の適用を受ける道路以外の道路で、通常一般の用に供されているものをいう。ただし、特定の個人、企業、法人等の用に供されるものを除く。
- (4) 代表申請者 舗装整備を行おうとする私道の土地関係者の承諾を得て、舗装整備の事前協議、整備申請その他の手続を行う者をいう。

(舗装整備の対象)

第3条 舗装整備の対象となる私道は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 市街化区域内にあること。
- (2) 現に不特定多数の者の通行の用に供されていること。
- (3) 幅員がおおむね4.0メートル以上であること。
- (4) 整備、通行等に当たり支障となる建築物及びこれに類する物件がないこと。
- (5) 沿線に家屋が連たんしていること。
- (6) 舗装整備をすることについて、当該私道敷地の土地所有者(以下「所有者等」という。)の承諾並びに沿道住民等の同意があること。
- (7) 公道に接続している路線であり、行き止まりでないこと。
- (8) 市道として路線認定することが困難であると認められること。
- (9) 路面排水施設を有している又は路面排水が出来るような形状であること。
- (10) 給水管や排水管などの老朽管が無く、当面新設や修繕の予定がないこと。
- (11) 過去にこの告示による舗装整備をしていないこと。

(事前協議)

第4条 私道の舗装整備を希望するときは、あらかじめ代表申請者を定め、市長と事前協議を行い、事前協議書(様式第1号)を提出するものとする。

2 前項の代表申請者は、単位自治会長又は沿道住民の代表者とするものとする。

3 市長は、事前協議書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該私道が整備対象か否かを決定し、私道舗装整備事前協議結果通知書(様式第2号)により代表申請者に通知するものとする。

(整備申請)

第5条 前条第3項の規定により、当該私道が整備対象である旨の通知を受けた代表申請者は、私道舗装整備申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 平面図（公図）
- (3) 所有者等の承諾書（様式第4号）
- (4) 沿道住民等の同意書（様式第5号）
- (5) 給排水設備協議書（様式第6号）
- (6) その他市長が必要とする書類

2 代表申請者に変更のある場合は、遅滞なく市長に届け出るものとする。

（整備決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、舗装整備の実施の適否を決定し、私道舗装整備決定通知書（様式第7号）により代表申請者に通知するものとする。

（協定の締結）

第7条 市長は、舗装整備を実施するに当たり、代表申請者と協定書（様式第8号）により協定を締結するものとする。

（工事の施工等）

第8条 市長は、舗装整備の工事を行うことを決定した場合には、予算の範囲内において施工するものとする。

（維持管理等）

第9条 代表申請者及び沿道住民は、この告示により舗装整備された私道について、その機能を損なわないよう適正な維持管理に努めるものとする。

2 私道の土地所有者が所有権を移転する場合には、維持管理について次の所有者に引き継ぐものとする。

3 この告示による舗装整備後の補修については、代表申請者及び沿道住民が実施するものとする。

4 この告示による舗装整備後、舗装整備に起因した問題が生じた場合には、代表申請者とその解決に当たるものとする。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。